

地域指定年度	昭和46年度
整備計画策定年度	昭和48年度
特別管理地域指定年度	昭和52年度
整備計画策定年度	昭和58年度
特別管理地域指定年度	昭和63年度
特別管理地域指定年度	平成6年度
整備計画策定年度	平成6年度
整備計画策定年度	平成12年度
整備計画策定年度	平成16年度
整備計画策定年度	平成23年度

上富良野農業振興地域整備計画書

平成23年 月

北海道空知郡上富良野町

上富良野農業振興地域整備計画書目次

第1 . 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	3
2 農用地利用計画	4
第2 . 農業生産基盤の整備開発計画	5
1 土地基盤の整備及び開発の方向	5
2 土地基盤整備開発計画	6
3 森林の整備その他林業の振興との関連	6
4 他事業との関連	7
第3 . 農用地等の保全計画	8
1 農用地等の保全の方向	8
2 農用地等保全整備計画	8
3 農用地等の保全のための活動	8
4 森林の整備その他林業の振興との関連	8
第4 . 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	9
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	9
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第5 . 農業近代化施設の整備計画	11
1 農業近代化施設の整備の方向	11
2 農業近代化施設整備計画	11

3	森林の整備その他林業の振興との関連	1 1
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	1 2
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	1 2
2	農業就農者育成・確保施設整備計画	1 2
3	農業を担うべき者のための支援の活動	1 2
4	森林の整備その他林業の振興との関連	1 2
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	1 3
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	1 3
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	1 3
3	農業従事者就業促進施設	1 3
4	森林の整備その他林業の振興との関連	1 4
第8	生活環境施設の整備計画	1 4
1	生活環境施設の整備の目標	1 5
2	生活環境施設の整備計画	1 5
3	森林の整備その他林業の振興との関連	1 6
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	1 6
第9	附 図	別添
1	土地利用計画図（附図1号）	
2	土地基盤整備開発計画図（附図2号）	
3	農村生活環境整備計画図（附図3号）	
別記	農用地利用計画	別添
(1)	農用地区域	
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	
(2)	用途区分	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、北海道のほぼ中央、富良野盆地の北部に位置し、東は十勝岳連峰分水嶺及び山麓を境に新得町・南富良野町・富良野市に接し、北及び西は美瑛町、南は及び西は中富良野町に接しており、東西に24.6km、南北に19.0km、総面積237.18平方キロメートルの町である。地形は、大雪山系を水源とする富良野川・ヌッカクシ富良野川が東から中央を経て南へ、ベベルイ川が東から南へ、芦別山塊を水源とする江幌完別川が西から中央へ流れており、中央部および南部は扇状に開かれた平坦地で、西部、北部及び東部は波状丘陵地帯に大別することができる。

気候は、周囲を山に囲まれた盆地のため、気温の日格差、月格差の大きい内陸性気候を示し、夏の最高平均気温が26度前後、冬の最低平均気温はマイナス15度前後となり、夏冬の寒暖差の大きい地域である。年間降雨量は1,000ミリ前後、年間積雪量は平野部で1メートル前後であるが山間部では2～3メートルに達する。

交通網は、JR富良野線・国道237号が並行して南北に縦断し、道々5路線が市街地から放射状に美瑛・中富良野・十勝岳方面へ、その他町道・農免農道が美瑛町・中富良野町とつながって走っている。

人口動態を見ると、平成12年国勢調査の12,809人に対し平成17年国勢調査では12,352人の3.6%の減となっているが、世帯数においては、核家族化の影響により4,410世帯から4,501世帯に増加している。また、産業別の就業状況については、平成17年度国勢調査に基づく構成比が、第1次産業は19.8%、第2次産業は13.2%であり、本町の特色である防衛基地の存在により、自衛隊員を含む第3次産業が66.8%となっている。自衛隊関係者では今後も年間2,000人強での推移が想定されるが、現時点で新たな企業進出及び地域開発計画等がないことから、第2、3次産業全体では就労先の増加が見込まれない。

農家戸数においては、農林業センサスによる推移では、平成12年の494戸に対し平成17年は409戸の17.2%と著しく減少している。これら農業戸数の減少については、大規模機械化経営を行う担い手農業者への集積の表れでもあり、ここ10年ではこれらの農業者の後継者及び新規就農者を合わせ、年間20人程度が新規に就業しているが、意向調査の結果、5年後、10年後の後継者が確保されていない農業者が4割を超えており、経営者の高齢化と相まって、今後も緩やかな減少傾向が続くものと想定される。

これらのことから、今後も農業労働力の減少に伴い、立地、形状及び土壌条件が優良で効率的に大型機械の作業が行える農地については生産基盤として主体的に利用されることとなるが、土壌条件等が悪く機械作業が著しく困難な農地については遊休化することが想定される。よって、今後の農用地区域内の土地利用の方向としては、国が食料・農業・農村基本計画で掲げる総合食料自給率の目標達成に対する最大限の貢献に向けた取り組みとして、現耕作地については基盤整備事業等を活用し、機械化に適した農地となるよう整備を優先的に行なうとともに、これら優良農地を中核的な担い手へ集積し、その効率的な利用を促進していく。併せて、これら農作業の機械化、効率化等の進展に伴い、農業機械格納施設や農業集出荷施設等の計画が発生した場合は、その都度、農業用施設用地として用途変更を行っていく。また、戸別所得補償制度により農業経営の安定化を図るとともに、農地・水・環境保全対策を活用した地域ぐるみで行う農地保全に関する共同活動への支援並びに中山間地域等直接支払制度を活用した生産条件の不利を補正する支援により、農村の活性化及び耕作放棄地の発生防止し、併せて、これらの取り組みの推進による農用地区域への編入及び除外の抑制を図っていく。一方、転石、湧水等の土壌条件や林地に隣接している等自然条件が不利であることから、既に原野、山林化が進み、著しく再生が困難であり、かつ他の農地への影響がない農地については、農業委員会との協議の上、農用地区域からの除外を行い、農業以外の有効的な土地利用を図っていく。

年次	農用地		農業用施設用地		山林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数 ha	比率 %	実数 ha	比率 %	実数 ha	比率 %	実数 ha	比率 %	実数 ha	比率 %	実数 ha	比率 %	実数 ha	比率 %
現在 (平成22年12月)	6,595	44.6	37	0.3	7,010 (0)	47.4	165	1.1	33	0.2	952	6.4	14,792	100.0
目標	6,631	44.8	38	0.3	6,969 (0)	47.1	164	1.1	33	0.2	957	6.5	14,792	100.0
増減	36		1		41		1		0		5		0	

注 () は、混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

本町の農業は、大きくは河川流域の低地における稲作と、丘陵、山間地における小麦、豆類、馬鈴薯、てん菜を主体とした畑作、畜産経営者の草地としての利用形態に区分されるが、これらの農業生産活動は町内全域にわたって行なわれているため、市街地、国立公園及び森林等一部の非農業地域を除いた農業振興地域内において、以下のとおり農用地区域を設定する。

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地のうち、a、bに該当する農用地6,648haについて、区域設定を行う方針である。

a. 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b. 土地改良事業又はこれに準ずる以下に示す事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）

・区画整理

・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）

・埋立て又は干拓

・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

当面、具体的な開発計画も無いことから、現況森林、原野等の区域については原則農用地区域の設定を行わない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町の農業生産は、耕種農家については、水稻と高い付加価値を持つ野菜類の生産を目標とした経営面積10～20haの複合農業経営、畑作類の生産コスト低減を目標とした経営面積50ha以上の大規模農業経営に分かれており、畜産農家についても、飼育頭数1,000頭以上の法人経営、100頭前後の個人経営にそれぞれ分かれているが、いずれの場合も、立地、形状、土壌条件及び機械作業が容易な農地が主に生産基盤として利用されている。現在、58戸程度が将来に向けて規模拡大を希望しており、今後は、各集落での基幹作物と経営形態を勘案した上で、集落全体での輪作ローテーション、作物の団地化を推進するとともに、地域の意欲ある中核的な担い手への集積を推進していく必要がある。また、高齢者及び後継者不在農家は耕作条件不利地を所有している場合が多く、このような農地は流動化が困難であるため遊休化する可能性が高く既に一部では遊休農地となっている。これら遊休農地については、農業委員会及び農用地利用改善組合等と連携し、賃貸借や農作業受委託などを用いた農用地利用を図ることを基本とするが、必要が生じた時点で農業生産法人以外の法人への賃貸借の実施についても改めて検討する。また、緑肥作付やたい肥散布等の有機物施用による土づくりを推進し、農薬や化学肥料の使用を最小限にとどめる等、環境への配慮や安心・安全な農産物の生産を図っていく。

本町の農用地区域は、地勢的自然条件により、経営形態が田畑作中心のA地区(1～5)、田作のB地区(1)、畑作のC地区(1～15)の3地区21地域に区分しており、各区域ごとで作物の団地化や防除体制の共同化によりクリーン農業の推進及び品質の統一化が図られているが、今後は、水田においては、麦、大豆等の転作作物を拡大し、水田の有効活用による国産穀物の生産向上を図ることが必要であり、畑についても、穀物類や飼料作物の作付拡大により農産物の自給率向上を図ることが必要である。

(面積：ha)

区分 地区名	農 地			採草放牧地			混 牧 林 地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況
A地区	3,814	3,884	70							23	24	1	3,837	3,908	71	0
B地区	1,785	1,800	15							6	6		1,791	1,806	15	
C地区	849	930	81		3	3				1	1		850	934	84	
計	6,448	6,614	166		3	3				30	31	1	6,478	6,648	170	0

イ 用途区分の構想

(ア) A地区

- a 本地区は、北西部に広がる丘陵地帯に畑2,711haと、富良野川流域に広がる田503haの田畑作地帯である。北西部は土地改良事業による畑のほ場整備や草地整備事業が進んでおり、一部山林等の林地開発による畑、草地への転換も行っていることから、今後も、麦、大豆、馬鈴薯、甜菜、牧草、飼料作物等の大規模土地利用型農業としての利用を進め、また、水利条件が整備されている富良野川流域は田として利用する。(A-1~A-2)
- b 本地区は、市街地周辺北東部に広がる平坦部に田151ha、なだらかな丘に畑519haが広がっている。一部の畑についてはほ場整備済であるため大規模土地利用型農業を推進し、その他の畑及び田については、水稻、畑作又は高収益野菜の複合経営としての利用を進める。(A-3~A-5)

(イ) B地区

- a 本地区は、富良野川・ヌッカクシ富良野川・ベベルイ川の流域地区と丘陵地域である東部地区からなっており、畑306ha、本町の田面積の約2/3に相当する1,494haの田が広がる水田地帯である。地域全体ではクリーン米栽培による品質の向上を図る等、水稻生産を中心とする一方で、麦、大豆等の穀物類の作付拡大も促して行くが、東部地区の一部については、傾斜地及び土壌条件の悪い生産性が低いほ場が多いため、水田から牧草、飼料作物等の転換を図っていく。

(ウ) C地区

- a 本地区は、本町北東部等の丘陵地帯にある891haの畑地帯である。田も39ha程度点在するが、土地改良事業による勾配修正等の条件不利地整備や草地整備事業が進んでおり、一部山林等の林地開発による畑、草地への転換も進んでいることから、今後も、大規模土地利用型農業及び畑作、野菜等の複合型農業及び酪農等における草地、飼料畑としての利用を推進して行く。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の農業振興地域内農用地は6,478haで地域内を縦貫する富良野川・ヌッカクシ富良野川・ベベルイ川の三大河川流域の扇状に開かれた平坦地には田、西部・北部及び東部の波状丘陵地帯には畑が広がっている。土地基盤の整備・開発にあつては、国営、道営土地改良事業等による暗渠、農地造成・区画整理等、約1,800haの面的な整備が進められ、さらに道営農道整備事業をはじめとする諸事業により農道の整備が進んでおり営農条件並びに生産性は格段に飛躍したが、一部に排水性及び作業性が悪い未整備ほ場も残っているため、これらの解消に向けた計画的な基盤整備事業の実施が必要である。今後も地域の意向を聴取し、現状把握に努めるとともに生産基盤の整備・農地の有効利用と拡大を図り経営の安定化を促して行く。

ア A地区

(ア) A-1～A-2地区（草分、里仁、江幌、静修、西島津地区）

本地域の農用地のうち約60%は傾斜地のため、地理的条件の厳しい中営農が続けられてきたが、平成14年度に完了したしろがね地区国営畑地帯総合土地改良パイロット事業により、圃場の大区画化、大規模な排水路・農道整備が行われ、水田地帯もフラヌイ、フラヌイ二期地区国営かんがい排水事業で用水路が整備された。又、平成21年度に完了した担い手育成総合整備事業による更新、造成により、草地の収益・作業効率の向上も図られ、現在は、整備されたほ場及び水利施設の活用により、大型機械作業による営農活動が行われているが、今後は、これらのほ場や施設を適正に維持管理・更新し、優良な農業基盤の確保を進めていく。

(イ) A-3～A-5地区（日新、草分、日の出、西日の出）

本地域のほ場は比較的整備されているが、一部傾斜地は生産性が低く耕作に難しい土地柄であった。しかし昭和59年より実施された日新地区道営農林地一体開発パイロット事業による農地造成・区画整理・農道整備によって状況は改善され、現在は効率的な機械作業による営農が行われている。今後も優良農地の確保のため、適宜に明渠、暗渠の排水施設、用水路施設等の維持管理及び更新を進めてゆく。

イ B地区

(ア) B-1地区（島津、富原、東中地区）

本地域は、町内でも有数な水田地帯であり、地区の北西部はフラヌイ、フラヌイ二期地区国営かんがい排水事業及び道営経営体育成基盤整備事業により用水路、ほ場の整備が進んでいるが、南東部が30～50aの未整備ほ場であるため、平成29年度までに、逐次道営経営体育成整備事業及びかんがい排水整備事業によるほ場の大区画化、暗渠、用排水路の整備を行ない、作業効率の向上に向けた基盤整備を図る。

ウ C地区

(ア) C-1～C-15地区（清富、日新、江花、日の出、旭野地区）

本地域の一部傾斜地において、日新地区道営農林地一体開発パイロット事業及び日清地区道営畑地帯総合整備事業による農地造成・区画整理・道路整備や担い手育成総合整備事業による草地更新、造成により、収益向上及び機械作業が容易なほ場の利用が進んでいることから、現在のところは作業効率的な営農上の問題は無いが、今後も優良農地の確保のため、適正に明渠、暗渠の排水施設及び農道の維持管理を行っていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
道営経営体育成 基盤整備事業	区画整理 20.0ha、暗渠 49ha、客土 8.7ha、用水路 4,470m、排水路 3,850m、農道 550m		83.9ha	土地基盤整備 開発計画図	興農地区 (H21-H25)
	暗渠 20ha、用水路 2,100m、排水路 180m、区画整理 10ha		20ha		西山地区 (H22-H26)
	区画整理 70ha、暗渠 50ha、除れき 5ha、用水路 25,000m、排水路 2,000m、幹線排水路工 5,000m		306.8ha		東中東部地区 (H25-H29)
	区画整理 50ha、暗渠 110ha、用水路 12,000m、排水路 3,500m、幹線排水路工 4,000m		128.6ha		東中南地区 (H24-H28)
	区画整理 50ha、暗渠 90ha、用水路 19,000m、排水路 5,000m、幹線排水路工 5,000m		229.8ha		東中中央地区 (H24-H28)
	暗渠 50ha、客土 5ha、用水路 18,000m、排水路 2,000m、幹線排水路工 3,000m		247.3ha		東中第1地区 (H25-H29)
	区画整理 30ha、暗渠 50ha、用水路 8,000m、排水路 6,650m、幹線排水路工 5,000m		117.8ha		東中西地区 (H25-H29)
道営かんがい 排水事業	用水路 7,000m		650.0ha	"	東中幹線地区 (H22-H26)
	用水路 1,700m		332.1ha		島津地区 (H24-H27)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林は総面積11,411haであり、行政区域総面積の約48%を占めている。その内、一般民有林の人工林は民有林全体の約74%に当たる4,091haとなる等、厳しい林業情勢の中でも、町内にある1製材工場が地場産業として堅実に業績を伸ばしている。また、農業との関連でも、土地改良事業における暗渠疎水材として、カラマツの間伐材によるチップを用いることで森林資源の有効利用を図っているが、近年の木材価格の低迷から林業者の生産意欲が低く、伐採後の植林や適正な施業の遅れ等、健全な森林育成に問題が出てきている。今後は、平成21年4月に策定された「上富良野森林整備計画」をもとに、森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、今後10年間に渡って本来の望ましい森林の姿へ誘導するよう努力していく。

4 他事業との関連

特に関連なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本町における耕作地は、そのほとんどが機械作業が可能な規模、形状、勾配となっているが、これらは、補助事業又は自力による適正な維持・管理活動により優良農地として確保されてきたことによる。また、地域住民が共同で行っている法面や畦畔の草刈、農道や用排水施設の点検、補修等により生産基盤及び多面的機能が維持されるとともに、耕作放棄地の発生も抑制されている。しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足の進展により、今後、耕作放棄地の発生・拡大が懸念される状況下にある。

このため、離農農家・規模縮小農家等の農地については、中核的な担い手への利用集積を図るとともにその効率的な利用を促進し、優良農地としての適切な保全に努めるものとする。また、町内に存在する耕作放棄の恐れのある農地については、その現状把握や所有者への指導に努めるとともに引き続き地域住民による農地保全活動への支援を講じていく。また、農用地の土壌浸食や崩壊が常態化している地区では防災事業を実施し、農用地等の保全を図っていく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
該当なし					

3 農用地等の保全のための活動

既存耕作地については、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策を活用し、草刈、用排水路及び農道等の適正な維持管理を支援することにより農用地等としての機能低下及び耕作放棄を防止する。また、戸別所得補償制度により農業経営安定化を図り、既耕作地の農地としての効率的利用を推進していく。

また、平成21年に改正された農地法で新たに設けられた農業委員会が行う遊休農地対策による農地の利用状況調査・指導等については、町も積極的に協力を行うこととし、特に所有者等への指導に当たっては、遊休化の初期段階で速やかに行い、耕作放棄地化を抑制するとともに、指導に従わない場合、農地法に基づく措置を行うよう農業委員会への助言等を適切に行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業は、大きく、水稲、畑作、高収益野菜生産を目標とした複合農業経営、畑作類の生産コスト低減を目標とした大規模農業経営及び畜産農家に分かれており、それぞれに安定的な農業生産を目指している。

町としても、それぞれの経営形態ごとに他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり概ね440万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり概ね2000時間程度）の水準の実現に向け、農業者が農業経営改善計画の作成時に目標とする営農類型を以下に示す。

	営農類型	目標規模 ha	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
個別 経営 営 体	野菜	5.60	ブロッコリー、加工南瓜、ハウスメロン、ほうれん草、緑肥	285	効率的かつ安定的な農業経営を行なう者が地域の農用地に占めるシェアの目標を95.0%に設定する。
	水稲+野菜	6.78	水稲、ブロッコリー、南瓜、Gアスパラ、イチゴ、ハウスメロン、ほうれん草		
	水稲+野菜	6.88	水稲、ブロッコリー、南瓜、Gアスパラ、イチゴ、ハウスメロン、ほうれん草		
	水稲+野菜+畑作	13.44	水稲、秋小麦、大豆、小豆、加工南瓜、ハウスメロン、スナップエンドウ		
	畑作専業	24.00	秋小麦、大豆、小豆、豌豆、甜菜、馬鈴薯（生食）		
	畑作専業	40.00	秋小麦、大豆、小豆、金時、甜菜、馬鈴薯（生食）		
	畑作+野菜	10.90	秋小麦、大豆、甜菜、馬鈴薯（生食）、Gアスパラ、スナップエンドウ		
	畑作+野菜	20.50	秋小麦、大豆、甜菜、馬鈴薯（生食）、加工南瓜、Gアスパラ		
	畑作+野菜	11.60	秋小麦、大豆、甜菜、馬鈴薯（生食）、南瓜、Gアスパラ、イチゴ		
	畑作+野菜	11.40	秋小麦、大豆、甜菜、馬鈴薯（生食）、南瓜、Gアスパラ、ハウスメロン、ほうれん草		
	畑作+肉牛	15.00	秋小麦、小豆、豌豆、甜菜、馬鈴薯（生食）、牧草、肉牛		
	水稲+肉牛	18.00	水稲、牧草、肉牛		
	酪農専業	47.00	牧草、デントコーン、乳用牛		
組織 経営 営 体	水稲+野菜	30.00	水稲、ブロッコリー、南瓜、Gアスパラ、ハウスイチゴ、ほうれん草	17	
	畑作+野菜	64.50	秋小麦、大豆、小豆、甜菜、馬鈴薯（生食）、馬鈴薯（加工）、南瓜、ハウスメロン		
	酪農専業	106.00	牧草、乳用牛		

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

平成18、19年度において、水田・畑作経営安定対策及び産地づくり対策等により年間300haを超える農地流動化が進み、大規模な離農跡地が担い手農業者へ集積されており、現在、これらにより個人経営の農業者の経営面積は上限となりつつあるが、調査の結果、全農業者の4割以上が5年、10年後において後継者が確保されていない状況となっている。また、現在、作業受委託については25戸56ha、機械の共同利用についても29組織638戸と、土地利用型の作物を中心に行われているが、将来、後継者がいない農業者の農用地についても、更なる受委託や機械利用組合等による営農へと展開する必要がある。よって、今後は、各機関連携による農地あっせんの強化は元より、作業受委託や機械共同利用の取組みを行う農業者の機械導入等を支援し、効率的な農作業の促進及び耕作放棄地の発生防止の誘導を図ることが必要である。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

離農者及び規模縮小を希望する農業者と規模拡大や後継者育成を目指す農業との円滑な利用権移動を進めるため、農業委員会、農用地利用改善事業実施組合が中心となって農業経営基盤強化促進事業の活用を積極的に推進する。また、複数農家で構成する農業者団体が行う機械導入に対し、国、道の補助制度の活用を図り、町も間接補助により支援を行うことで機械の共同利用を推進する。緑肥作物の支援や堆肥の利用による土づくりを推進し、優良農地の確保及びこれらの流動化を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

中核的農家の経営規模達成のため、林業振興施策との調整の上、国営しろがね地区畑地帯総合土地改良パイロット事業及び道営日新地区農林地一体開発整備パイロット事業により212haの山林原野が新たに農地として造成され、現在、従前からの農地と一体的に、大規模経営農業者の食料生産基盤として利用されている。また、同事業による山林に続く町道及び林道の整備により、間伐、植林等の作業性向上も図られている。今後も、これら造成農地の優良化を維持し担い手農業者への利用を推進するとともに、林業経営の振興にも資するよう、地域資源の総合的かつ効果的な活用を図っていく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町の農業は、土地利用型農業、複合型農業及び畜産農業に分かれているが、いずれの営農形態においても堆肥、緑肥等による地力増進、適正な輪作体系の中による土壌病害の予防等により土質向上に取り組んでいる。また、適期の播種や防除、Yes! Clean等、各種認証制度の基準に沿った減農薬栽培による生産を行い、安心、安全、低コストは元より、より一層の高品質生産を行うことを目標としている。

これらの生産体制の維持や生産物の省力化・高品質化を推進するため、現在、各種作業機械、乾燥施設、選別機械等の導入しており、有利販売を展開しているところである。しかしながら、将来的には高齢化及び後継者不足により離農跡地の発生が予想され、その流動化が課題となってくると思われる。これら離農跡地については、主に米、麦、大豆等の機械作業が有効な作物の利用が想定されるため、今後、年次的、計画的な機械導入を行い、機械利用組合の編成、適期作業の促進による安定的な農業生産を推進する。また、効率的農業により余暇時間創出が期待できるため、就農希望者へのPRにも結びつけていく。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
馬鈴薯用植付、培土、収穫	プランター 3台 ロータリーカルチ 3台 ハーベスター 7台	全町	188ha	53戸	ふらの農業協同組合		

3 森林の整備その他林業の振興との関連 特に関連なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

地域農業の展開方法を見据えた効率的かつ効果的な営農を推進し、高齢化・後継者不足により農業を引き継いで行く新規就農者の確保を図っていくため、新規参入者の受入環境や受入体制を関係機関と連携のうえ整備するとともに、ふらの地域担い手育成協議会による就農相談窓口の一元化を図り、就農相談のワンストップ化、関係機関との情報の共有化により、速やかかつ積極的な対応を図る。

加えて、効率的、安定的な経営者の育成や意欲と能力のある者が幅広く且つ円滑に農業に参入し得るよう、相談機能の一層の充実や先進的な法人経営等での実践的研修を行なう。また、農業従事の態様等の改善として、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制の導入を図り、女性農業従事者の安定的確保や高齢者、非農業者等の労働力の活用システムを整備する。また、これらについて、ふらの地域担い手育成協議会のもと、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係団体と連携し、相互に協力しながら推進していく。

また、新規参入者や農業後継者等のための住宅施設等は、位置及び規模等から、できるだけ農業上の影響が少ない区域に計画的に整備するよう努める。

2 農業就農者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農家住宅	一般住宅 98㎡ カーポート 79㎡	224 - 15の内 389㎡	農業後継者		
	一般住宅 74㎡ カーポート 54㎡	2806 - 1の内 702㎡	農業後継者		
	一般住宅、車庫、駐車場等	東中地区、草分地区、富原地区、島津地区、日の出地区	新規就農者10戸 農業後継者 4戸		

3 農業を担うべき者のための支援の活動

新たに就農しようとする新規学卒者・青年就農者の育成・確保を図るため、町において各種施策を講じている。

後継者対策としては、担い手サポート奨励金として、新規に従事する者を対象に一定期間の農業従事に対し奨励金を交付しており、就農意欲の向上及び農村の活性化が期待できることから今後も継続して実施する。また、後継者以外の新規就農者対策としては、新規就農者誘致等特別対策事業として2年間の研修期間における受入農家への営農指導費支援、研修後の就農者への奨励金交付、農地賃借料、借入資金利子及び固定資産税に対する助成を行っており、これら農業経営の自立に向けた支援策を講じることでスムーズな就農及び地域への定着が図られることから、今後も継続して取り組む。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

区 分	従 業 地								
	市 町 村 内			市 町 村 外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	141	104	245				141	104	245
自営・兼業	30	14	44				30	14	44
出稼ぎ	0	0	0	12	0	12	12	0	12
日雇・臨時雇	109	42	151				109	42	151
計	280	160	440	12	0	12	292	160	452

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本町の農村地域の多くは、若者の都市への流出などにより、人口の減少や高齢化が進み、地域の活力の減退が懸念されている。

こうした状況に対処するため、効率的かつ安定的な農業経営の育成に向けて、農業従事者の農業生産技術や農業経営管理技術の向上を図るとともに、農業の6次産業化や農業と食品産業、観光など関連産業との連携により、地場農畜産物を活用した加工食品づくりや産直・直売等への取り組み、農村地域の資源を生かした地域づくりにより農業従事者の所得向上、就業機会の確保・拡大を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町の農村集落は、市街地を中心として0.5kmから10kmの範囲に12住民会20農事組合の集落が点在しており、それぞれの地域ごとに相互扶助の活動を行っているが、近年の農家戸数の減少により、近い将来における集落機能に支障をきたす状況の発生が危惧されている。このため、町としては、平成20年度に策定した第5次総合計画により、次の項目ごとの問題点及び解消の方向を整理している。

(1) 安全性

防災面では、地域住民における自主防災意識を高め、町民自らが様々な状況に対応できる体制の確立が必要である。交通安全・防犯面では、警察や関係機関と連携した、防犯・交通安全教育や安全を確保する環境づくりが求められている。また、公道走行中における農業機械と一般車両との接触事故が年間数件発生している。これらの原因としては、農業機械における薄暮時の無灯火、積載物の荷崩れ等による視界の悪化に伴う車両確認の遅れによることが多いため、今後、機械移動の際の徹底した事故防止の啓発活動が求められる。

(2) 保健性

保健、医療については、健康相談・指導や健診、介護、在宅医療の充実、地域医療を支える人材確保及び町立病院における、町民のニーズに応じた診療科目の導入、計画的な医療器材の整備、高齢化社会に対応した介護療養型老人保健施設としての機能充実等が必要である。老人施設は、現在町立の施設2箇所での入浴サービス、ショートステイの利用が可能となっているが、10年後の高齢者人口が10%以上増加することが推計されることから、今後、介護予防事業の推進、在宅・施設での介護事業の拡充が求められる。託児施設では、市街地に保育所3ヶ所、私立幼稚園1ヶ所があるが、農村地区は広範で集積が低く、かつ農家世帯の減による乳幼児の減少も著しいことから、設置の見込みはない。また、放課後の学童対策として、児童館2ヶ所と放課後クラブ、放課後スクールによる安心安全な子どもの居場所確保を実施しているが、今後もこれら対策の継続・維持が必要である。

(3) 利便性

交通面では、幹線道路については計画的な整備が行われており、除雪体制の整備と相まって自家用車における市街地へのアクセスは向上しているが、町営バスについては利用者が著しく減少しているため、今後は、運行方法等の工夫、改善による地域住民、特に高齢者の足としての確保が望まれる。ごみ処理については、ごみの分別の徹底や環境への意識啓発を進めながらごみの減量化につなげてきているが、今後も限りある資源を有効に利用し、資源を無駄にしない環境にやさしいまちづくりが求められる。し尿・雑排水処理については、農村部については合併浄化槽の普及が進んでいるため、今後は、更なる設置の促進及び設置後の適正な施設管理の啓発が必要となってくる。給水については、農村部では簡易水道や飲料水供給施設が整備されており水道未普及地域は解消されているが、今後、計画的な整備や適正な更新による安定的な給水、被災直後の応急給水や応急復旧などの災害対策の強化が必要となっている。通信面では、農村部においては携帯電話が使用できない地域やインターネットが高速化されていない地域があり、町内での情報格差が表面化してきている。今後は、パソコンなどの利活用が困難な人への対応、セキュリティ対策、インターネット犯罪などから町民を守るための対応等も重要な課題であると同時に、行政手続きの簡素化やコミュニティの活性化など、町民の暮らしに密着した分野での情報通信技術の利活用が求められる。

(4) 快適性

町内には12の都市公園と13のコミュニティ広場があり、その他にも町が所有する緑地が点在している。暮らしに身近な公共空間として、町民の憩いの場や交流の場としての利用はもちろんのこと、災害時の緊急避難や雪置き場など、町民生活に配慮した整備、管理が求められる。

公共施設については、各農村地区に公民館分館併設の集会施設を10ヶ所、農業構造改善センター2ヶ所を設置し、学校開放事業により小・中学校の

体育施設が利用可能となっていることから、地域の交流・健康保持・体力増進の場として活用されている。今後も、これら公共施設の弾力的な運用など、身近で誰でも気軽に集い、交流できる場の拡充が必要である。

(5) 文化性

スポーツ活動・教養娯楽面では、前記の公共施設を利用して地区の公民館分館活動・各種の生涯学習も行われ、町・農協等主催のスポーツ大会が開かれ、農村地区では地域内での文化・スポーツの学習・交流会が盛んに開催されている。また、日の出地区に27ホールを備えたパークゴルフ場が平成14年に新設され、連日多くの利用者で賑わいを見せている。伝統芸能は、和太鼓・獅子舞が地域の諸行事等に参加するなど安定した活動を行っており、後継者の育成も積極的に行われ地域に根付いたものになっている。

2 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模		対函番号	備考
1 町 道	東中地区 (B-1)	北19号道路改良舗装工事 改良・舗装 L=1,630m	1	
2 し尿・雑排水処理	町内全域	合併処理浄化槽設置費補助		
3 防災行政無線	町内全域	屋外拡声支局受信装置更新(デジタル化)		
4 消 防	市街地	消防車両購入(大型水槽車 型 1台)	2	
5 町立病院	市街地	医療機器購入(各種検査機械一式、レントゲン機器更新、ボイラータンク改修)	3	
6 町営バス	市街地	市町村生活バス路線車両購入(バス 1台)	4	
7 学校給食センター	市街地	調理器具整備(蒸し器、食缶洗浄機、配送用コンテナ、配送用保温食缶外)	5	
8 小 学 校	東中地区 (B-1)	教育用PC整備(PC12台更新、校内LAN整備)	6	
9 小 学 校	江幌地区 (A-1)	施設整備事業(暖房用ボイラー更新) 教育用PC整備(PC11台更新、校内LAN整備)	7	

3 森林の整備その他林業の振興との関連
特に関連なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連
特に関連なし

第9 附 図

別添

1 土地利用計画図（附図1号）

2 土地基盤整備開発計画図（附図2号）

3 農村生活環境整備計画図（附図3号）

別 記 農用地利用計画